

2020年4月10日

登録型枠基幹技能者講習
受講者、受講者所属会社 各位

(一社)日本型枠工事業協会
会 長 三野輪賢二
(公印省略)

登録型枠基幹技能者講習の更新講習（銚田市会場4月26日開催）
の実施方法の変更のお知らせ

新型コロナウイルスの感染症に対する対応として、登録基幹技能者制度を所管する国土交通省より4月10日付で、「4月以降当面の間、講習の実施を自粛」するよう求める通達が発行されました。この通達を踏まえ、(一社)日本型枠工事業協会（以下「協会」という。）が本年4月26日（日曜日）に銚田市の藤井建設㈱様の会議室で開催する更新講習を以下の通り変更して実施することといたします。

講習の方法が変更になりますことをお詫び申し上げますとともに、資格の更新を確実に行っていただくよう、ご対応のほどお願い申し上げます。

記

1. 講習方法を変更する更新講習（以下「本講習会」という。）

日時 4月26日（日曜日）8：30（集合）～17：00

会場 藤井建設㈱会議室

（住所）〒311-1526 茨城県銚田市半原2509

2. 本講習会の変更内容

会場に集合しての講習を中止し、自宅で行う学習及び試験問題の解答を郵送等により提出する方式とします。

3. 講習方法の変更の詳細

- (1) 協会が受講者の会社宛テキスト等教材及び試験問題・解答用紙、返信用封筒を送付します。
- (2) 受講者は会社より(1)のテキスト等教材、試験問題・解答用紙を受け取り、自宅にて学習を行う。学習後、各自が試験問題を解答用紙に解答してください。解答用紙及び試験問題には各自受講番号を記載し、署名してください。
- (3) 受講者の①受講票、②解答用紙及び③試験問題を5.の提出先へ返信用封筒に入れ、送付してください。
- (4) 協会は解答用紙を採点し、合格者の会社に修了証カード及び合格通知書を送付します。

4. 受講票、解答用紙及び試験問題の提出期限 4月27日(月)

5. 4の提出先

(一社)日本型枠工事業協会

(住所) 〒105-0004 東京都港区新橋6-20-11 新橋IKビル1階

(電話) 03-6435-6208

6. 注意事項

- (1) 3(3)①、②、③の提出物が到着しない場合は本講習会での資格の更新を認めません。
- (2) 試験の合格点は60点です。不合格の場合は合格するまで問題の回答の提出を繰り返します。合格点に到達するまでは資格の更新をできません。試験の回答はテキストをよく読み、しっかり勉強して回答してください。
- (3) 本講習会の講習方法の変更に伴い、講習料は変更せず、講習料の払い戻しはいたしません。
- (4) 本講習会の講習方法の変更に伴い、宿泊や交通手段等のキャンセルが発生した場合、宿泊費や交通費等のキャンセル料はお支払いいたしません。

以上